

企画競争説明書

業務名称：スリランカ国NCDs予防・治療分野に係る情報収集・確認調査

調達管理番号：21a00077

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。
また、見積もりの際には2021年度報酬単価 (月額上限額) を適用してください。(2021年3月3日お知らせ参照)
<https://www.jica.go.jp/announce/information/20210303.html>

2021年4月7日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年4月7日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：スリランカ国 NCDs 予防・治療分野に係る情報収集・確認調査

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2021年6月 ～ 2022年2月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者：大久保 崇 Ookubo.Takashi@jica.go.jp

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

南アジア部 南アジア第三課

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(特定の排除者はありません)

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年4月16日12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年4月22日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年4月30日12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書を、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(件名:「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_ (法人名)」)
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書等の電子提出方法(2021年1月25日版)」を参照願います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

(3) 提出先: 当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類:

1) プロポーザル・見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020年4月)を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費(航空賃)
 - b) 旅費(その他: 戦争特約保険料)
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - e) その他(以下に記載の経費)
本邦視察の代替案の実施に係る経費
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - ・ 一般業務費
 - － 本邦企業のスリランカ視察にかかる実施諸費(会場費、車両費、資料印刷費等): 700千円(税抜)
 - ・ 国内業務費
 - － スリランカ関係者の本邦視察にかかる参加者の受け入れに係る経費(諸謝金、実施諸費、同行者旅費、再委託費等): 2,500千円(税抜)

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

a) 現地通貨(LKR) = 0.55027円

- b) US\$ 1 = 105.743 円
- c) EUR 1 = 129.4 円
- 5) その他留意事項
特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／NCDs 対策
 - b) 保健医療サービス市場分析
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 11 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$\left(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格} \right) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差（％）に応じた価格点

最低価格との差（％）	価格点
3％未満	2.25点
3％以上 5％未満	2.00点
5％以上 10％未満	1.75点
10％以上 15％未満	1.50点
15％以上 20％未満	1.25点
20％以上 30％未満	1.00点
30％以上 40％未満	0.75点
40％以上 50％未満	0.50点
50％以上 100％未満	0.25点
100％以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5％以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年5月24日（月）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（e-propo@jica.go.jp）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎて

の申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、
又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、

- 「反社会的勢力」という。)である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
 - ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
 - エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
 - オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
 - キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年12月11日特定個人情報保護委員会)」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあ

ります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：NCDs 対策にかかる各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／NCDs 対策
- 保健医療サービス市場分析

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／NCDs 対策）】

- a) 類似業務経験の分野：NCDs 対策にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：スリランカ国及びその他全世界
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 保健医療サービス市場分析】

- a) 類似業務経験の分野：保健医療サービス分野の市場分析にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：スリランカ国及びその他全世界
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICA にて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、*プレゼンテーションを実施しません。*

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	－	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／NCDs 対策</u>	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／○○○○</u>	－	(13)
ア) 類似業務の経験	－	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	－	1
ウ) 語学力	－	2
エ) 業務主任者等としての経験	－	3
オ) その他学位、資格等	－	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(－)	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	－	－
イ) 業務管理体制	－	8
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>保健医療サービス市場分析</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	4	

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「スリランカ国NCDs予防・治療分野に係る情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

スリランカでは 1980 年代以降、生活習慣病を中心とした非感染性疾患（Non-Communicable Diseases: NCDs）による死亡率が感染症を上回り、その差は拡大傾向にある。WHO の Non-communicable Diseases Country Profiles 2018 によると、スリランカにおける死亡者の 83%は NCDs が原因（心血管系疾患 34%、がん 14%、糖尿病 9%、慢性呼吸器疾患 8%で、これら主要 4 疾患で全死亡の 65%を占める）であり、この割合は周辺諸国と比較しても特に高い状況である（WHO、2014 年）。また、比較的早いペースで高齢化が進展しており（スリランカ保健省、2017 年）、高齢者層（60 歳以上）が人口に占める割合は、2017 年に 12.4%（スリランカ保健省、2019 年）、2025 年には 18.8%に増加すると予想されている（スリランカ保健省、2016 年）。この急速に進む高齢化に伴い、NCDs による疾病負担も増大傾向にあると推測されている。

スリランカ政府は、JICA の開発調査を通じて策定した「保健医療マスタープラン（2007-2016）」に基づき、NCDs 対策を含む保健医療サービスの改善等に取り組んできた。同マスタープランを見直し、保健省が 20 年ぶりとなる 2016 年に改訂した国家保健政策（National Health Policy 2016-2025）では NCDs 罹患率が高く、死因の多くを占める糖尿病、心血管疾患、がん等の疾患に関する取り組みや、心疾患治療設備、緩和ケア、神経外科、口腔外科等の高度医療サービスの地域間格差の解消、及び NCDs に起因する若年死亡率の低減を目指すことが明記されている。また、保健サービス国家戦略フレームワーク（National Strategic Framework for Development of Health Services 2016-2025）では、NCDs に関するヘルスプロモーションの促進やモニタリングを戦略的な取り組みと位置付けている。

現在、流行している新型コロナウイルスについては、スリランカは早期より感染拡大防止策を実施し、蔓延が深刻化している国に比べると感染者数は少ない状況であるが、有事にも耐えうる強靱な社会構築のため、保健医療システムの更なる強化が課題とされている。NCDs 患者の新型コロナウイルス感染時の重症化リスクは高いとされており、NCDs への対応強化が求められている。

本調査は、スリランカにおける新型コロナウイルスへの対応状況を踏まえ、NCDs に関する予防・治療分野の現状と課題を分析し、当該分野における今後の JICA の支援内容案及び民間技術活用の可能性を検討するものであり、上記政策及びフレームワークに貢献するものとして位置付けられる。

第3条 調査の目的

新型コロナウイルスへの対応を踏まえた NCDs 予防（一次予防：栄養や健康増進等の生活習慣の改善、二次予防：早期発見や健診）・治療（三次予防：予後観察やリハビリ）分野の現状を確認するとともに、諸課題を整理し、スリランカ政府や他ドナーの取り組みを踏まえ、今後の JICA の支援の方向性及び支援内容案の検討を行う。また、NCDs 予防・治療の市場の現状・課題を分析・整理し、今後の当該分野における民間技術活用可能性を検討する。

第4条 調査対象サイト

スリランカ全土

第5条 相手国主管官庁・機関

保健省

第6条 調査の範囲

本調査は、「第3条 調査の目的」を達成するため、「第7条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第8条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「第9条 成果品等」に示す報告書等を作成する。

第7条 実施方針及び留意事項

（1）調査方針

本調査は、昨今の新型コロナウイルス感染拡大のようなリスク発生時においてスリランカの保健医療分野で顕在化した課題（例えば脆弱層¹に対する NCDs サービスデリバリー）に留意した分析を行う。その上で 2030 年をターゲットとした中長期的なスパンでスリランカ NCDs 対策の強化向上のために JICA が貢献すべきこと（支援戦略）と、具体的な（直接・間接）貢献策の全体象（ロードマップ）をとりまとめるものである。

（2）新型コロナウイルス対策に配慮した柔軟な調査の実施

本調査の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染の状況により、調査実施期間中、スリランカ政府の措置ないし JICA の安全対策措置により、スリランカへの渡航が不可能な状況が生じる可能性があることから、現地渡航できない場合の代替策を検討し、プロポーザルにて提案する。代替策では、スリランカ関係者の本邦視察（第8条（6）参照）と本邦企業のスリランカ渡航（同（12）参照）を一体的に実施することも想定しうる。また、新型コロナウイルスの感染状況、渡航状況等を踏まえ、最新の状況に応じて現地渡航日程、業務行程を適宜見直し、柔軟な調査を行うこととする。

¹ 貧困層、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民族等

(3) JICA の関連事業との連携

JICA がこれまでに実施した「保健医療セクター情報収集・確認調査（2015年）」、「保健医療サービス改善事業準備調査（2017年）」、円借款「地方基礎社会サービス改善事業（2012～2019年）」、「非感染性疾患対策強化プロジェクト（2014～2018年）」、また、実施中の円借款「保健医療サービス改善事業」、「コミュニティにおける高齢者向けサービス運営能力強化プロジェクト」及び「高齢化セクター情報収集・確認調査」等、JICA によるこれまでの支援成果を十分に活用する。

第8条 業務の内容

スリランカのNCDs分野においては「保健医療セクター情報収集・確認調査（2015年）」、「保健医療サービス改善事業準備調査（2017年）」、「非感染性疾患対策強化プロジェクト業務完了報告書（2018年）」、「高齢化セクター情報収集・確認調査（2021年5月終了予定）」にて一定の情報整理がされているため、下記（1）～（5）については、新型コロナウイルスへの対応を踏まえ、情報の更新、不足情報の収集・分析を行うものとする。以下に記載の項目に加えて必要と思われる項目があれば、プロポーザルにて提案することとする。

(1) 関連資料・情報の収集・分析及びインセプション・レポートの説明・協議

- 1) 既存の関連資料、情報、データを整理・分析・検討するとともに、詳細な調査内容及び工程を検討する。作業にあたっては効率性を十分に考慮し、JICAと十分に協議を行うこととする。また、現地で更に収集する必要がある関連資料、情報、データをリストアップする。
- 2) 上記の結果や調査に当たってスリランカ関係機関に対応を求める事項・質問などを取りまとめて、インセプション・レポートを作成し、JICAに提出する。提出時期の設定にあたっては、JICAが内容を確認するための十分な時間を確保する。
- 3) JICAが確認したインセプション・レポートをスリランカ関係機関及びJICAスリランカ事務所に説明・協議し、了解を得る。

(2) スリランカにおける NCDs の現状

以下の項目を中心に、スリランカにおける NCDs の現状の整理・分析を行う。その際、NCDs 患者数、疾病の種類等における新型コロナウイルス感染拡大前後の比較や NCDs 患者に対する新型コロナウイルスの影響についての分析を含める。また、地域格差、ジェンダー別、脆弱層の観点からも以下分析を行うこと。

- 1) NCDs の現状分析
- 2) NCDs 関連基本指標（疾病や性別ごとの患者数・死者数、地理的分布（疾病には肥満・高血圧等の NCDs に関わるリスク要因（食生活、飲酒、噛みタバコ、運動等）を含む）、栄養関連指標等）
- 3) NCDs 患者への新型コロナウイルスの影響（重症化の状況、保健医療サービスの提供状況を含む）

(3) スリランカ政府の NCDs に係る政策・計画や制度面の現状と課題

以下の項目を中心に、NCDs に係る政策・計画・制度、財政、体制等について整理・

分析、課題抽出を行う。また、新型コロナウイルスへの対応に係る政策や計画、取り組み状況と課題についての分析を行う。

- 1) 法制度、政策・計画、取り組み
- 2) 保健財政（特にNCDs関連保健医療サービスに対する公費によるカバー状況、財政的な負担等）
- 3) NCDs関連の主な省庁、機関、体制（所掌、体制図、人員体制、実務能力等含む）
- 4) 新型コロナウイルス対策にかかる政策、計画、取り組み状況と課題

（4） 我が国・他ドナー等による支援分析

スリランカのNCDs予防・治療分野における我が国及び他ドナー等による支援状況について整理・分析を行う。

- 1) 我が国の支援状況と教訓抽出（JICA以外の民間企業等が実施するものを含む）
- 2) 他ドナーによる支援状況・計画と教訓抽出

（5） NCDsに係るサービスと課題・ニーズ分析

新型コロナウイルス等の感染症や災害、テロ等のリスク発生時における医療体制及び脆弱層への対応、並びに、地域格差、ジェンダーの各観点を踏まえ、NCDsの予防（一次予防：栄養や健康増進等の生活習慣の改善、二次予防：早期発見や健診）及び、治療（三次予防：予後観察やリハビリ）の各分野において、以下の情報収集、課題分析を行う。

- 1) サービス提供体制やレファラル体制
- 2) 各レベルの保健医療施設（施設の地理的分布を含む）
- 3) 保健医療資機材、医薬品（整備されている機材のレベル、流通状況や関連規制（治験、許認可の仕組み）等を含む）
- 4) 保健医療施設におけるNCDsに関するサービスの提供状況
- 5) 保健医療施設におけるNCDsに関する教育機会や啓発活動等の状況
- 6) 保健医療人材及び人材育成（NCDsに関する診療科の専門医、看護、リハビリ、臨床検査技師等の育成状況・育成システム、各施設への保健医療人材配置状況を含む）
- 7) 保健情報管理（保健情報の把握、計画立案やモニタリング評価への活用状況等）
- 8) 上記1）～7）における課題・ニーズの分析

（6） スリランカ政府関係者を対象とした本邦視察の実施

スリランカのNCDs対策の向上に資する我が国のNCDsに関する制度、事業、サービスを紹介する本邦視察を実施する。個別の訪問先での意見交換に加え、多数の本邦関係者（主にスリランカを含む海外進出に関心を有する企業）に対しスリランカのNCDs分野の課題やビジネス機会について紹介し、意見交換する機会を設けること。現時点で想定する視察の概要案についてプロポーザルに提案すること。また、新型コロナウイルスの影響により来日できない場合を考慮し、本邦視察を実施しない際の代替案についてもプロポーザルにて提案すること。なお、代替案の費用は別見積とすること。

- 1) 対象者：保健省等関係機関でNCDs分野の制度設計・事業計画・運営に携

わる者より 8 名程度

2) 実施時期・期間: 2021 年 10~11 月頃に 7 日間程度(日本との移動を含む)を想定

なお、本視察の実施に際しては、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2017 年 6 月)に準拠し、同ガイドラインで規定する「受入業務」「監理業務」「実施業務」の全てを実施するものとする(ただし“国際約束の確認・応募書類の取り付け“業務は除く)。

(7) NCDs 分野の民間市場の現状と課題

以下の項目を中心に、スリランカの NCDs 分野(予防分野(一次予防: 栄養や健康増進等の生活習慣の改善、二次予防: 早期発見や健診)及び治療分野(三次予防: 治療、予後観察、リハビリ))における民間市場の現状の整理・分析を行う。

- 1) 当該市場の現状(概要、経済規模、関連法令・政策・制度、特長、医療機器・薬剤などの規制・輸出入の手続き・流通状況、ステークホルダー、第三国企業の進出状況(国・規模・業種/ 製品/ サービス)、業界図等)
- 2) 当該市場の課題

(8) NCDs 分野の市場と他国との比較

以下の項目を中心に、スリランカの NCDs 分野の市場と周辺他国市場との比較分析を行う。

- 1) 東南アジア諸国・インドとの市場比較
- 2) スリランカの比較優位と弱み

(9) 他開発パートナーの支援分析

以下の項目を中心に、スリランカの NCDs 分野の市場における我が国及び他国の開発パートナー(スリランカでのビジネス支援アクター)の支援状況について整理・分析を行う。

- 1) 動向・実績・教訓
- 2) 今後の計画

(10) NCDs 分野における本邦企業のニーズ分析

以下の項目を中心に、NCDs 分野で事業展開をしている本邦企業の状況や強み海外進出における課題について整理・分析を行う。

- 1) 海外進出の状況(進出国・企業数・規模・業種/ 製品/ サービス等)
- 2) 本邦企業の強みである製品/ サービス、第三国企業との比較優位の有無・差別化の可否
- 3) 海外進出における課題

(11) スリランカへのビジネス展開の可能性の検討

以下の項目を中心に、本邦企業のスリランカへのビジネス展開の可能性について検討を行なう。

- 1) 展開可能性のある業種/ 製品/ サービス
- 2) スリランカ進出のメリット、留意点、売り込みポイント(スリランカに進出した日本企業や海外企業の実例紹介を含む)

(12) 本邦企業のスリランカ視察および現地企業等との関係構築支援

スリランカへの進出に関心を有する NCDs 分野の本邦企業を対象に、スリランカの現状把握や潜在的な現地パートナーの発掘、関係構築を行うことを目的とした現地視察を行う。本視察においてスリランカ広範な関係者が日本の NCDs 対策やサービス等について理解を深める機会を設けること（50名規模のセミナー等）。現時点で想定する内容をプロポーザルにて提案すること。また、新型コロナウイルスの影響により現地渡航できない場合を考慮し、合わせて現地視察を実施しない際の代替案についてもプロポーザルにて提案すること。なお参加本邦企業にかかる費用（航空賃、宿泊費等）は同企業の自己負担とする。

- 1) 対象者：NCDs 分野において JICA の民間連携事業を活用してスリランカ進出を検討している本邦企業数社（8名程度）
- 2) 参加者の選定：受注者は現地視察プログラムに関する募集要項、参加申込書、広報資料を作成し、広報、応募勧奨を行うとともに、現地視察プログラム開始の3か月前を目途に現地視察プログラムに対する参加の募集を行う
- 3) 実施時期・期間：2021年11～12月頃に7日間程度（日本との移動を含む）を想定
- 4) 訪問先：NCDs 分野で事業をしている現地企業（海外展開にあたり現地パートナーとなりえる企業を含む）や業界団体、関係機関
- 5) 訪問範囲：コロンボ周辺を想定

(13) 今後の JICA の支援方針についての提言

(1)～(12)までの結果に基づき、スリランカの NCDs 分野における2030年までの JICA の支援戦略の提案を行う。また、その戦略に基づく支援内容案の全体像を短期（3年以内に着手）、中長期（3～10年以内に着手）に分類し、ロードマップとしてまとめる。支援内容案としては、以下の事業を想定している。

- 1) 円借款「保健医療サービス改善事業」と連携する技術協力事業を想定した事業の検討
- 2) 技術協力事業を想定した事業案の検討
- 3) 民間連携事業（案件化調査/普及・実証・ビジネス化調査）を想定した事業案の検討
- 4) 無償資金協力/有償資金協力想定した事業案の検討

なお、支援内容の提案においては、以下の項目について含める。

- 1) 支援の目的及び必要性
- 2) 支援内容の概要
- 3) 実施体制
- 4) 協力概算額及びスケジュール案

(14) ドラフト・ファイナル・レポートの作成・説明・協議

(13)までの調査結果をドラフト・ファイナル・レポートとして取りまとめる。JICA の確認を得た上で、スリランカ関係機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

(15) ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートに対するスリランカ関係機関及び JICA のコメン

トを反映させ、ファイナル・レポートを作成し、JICAに提出する。

第9条 成果品等

(1) 調査報告書

調査の各段階にて作成・提出する報告書等は以下の通り。このうち、本契約の成果品は下記3)ファイナル・レポートとする。各報告書へ記載する内容は、「第8条 調査の内容」を参照。各報告書についてのスリランカ政府に対する説明・協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得る。JICAへの事前提出にあたっては、JICAが内容を確認するための十分な時間を確保する。それぞれの「提出時期」は、事前のJICAとの協議結果が反映され、JICAが了承した内容の報告書提出の時期とする。

なお、製本版を作成する3)ファイナル・レポート以外の報告書については、以下に示す部数はJICAへ提出する部数であり、スリランカ実施機関との協議、日本国内の会議等に必要な部数は別途用意する。

- 1) インセプション・レポート（簡易製本）
提出時期：調査開始時（2021年7月下旬を想定）
部数：英文4部（JICA 2部、スリランカ関係機関2部）
和文3部（JICA）
- 2) ドラフト・ファイナル・レポート（簡易製本）
提出時期：2021年12月下旬
部数：英文4部（JICA 2部、スリランカ関係機関2部）
和文3部（JICA）
- 3) ファイナル・レポート
提出時期：2022年2月下旬
部数：英文（製本版）7部（JICA 5部、スリランカ関係機関2部）
英文（CD-R）1部（JICA）
和文（製本版）5部（JICA）
和文（CD-R）1部（JICA）

(2) その他提出物等

1) 現地調査結果報告

現地調査後、2週間以内に結果をまとめJICAに提出、また現地渡航から帰国したタイミングでJICAへ中間報告を実施する。現地渡航ができない場合は、10月頃に中間報告を実施する。

2) 議事録等

スリランカ政府との各調査報告書説明・協議、JICA及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会にかかる議事録を作成し、JICAに速やかに提出する。本議事録については、JICAスリランカ事務所とも共有する。

3) 収集資料

本調査を通じて収集・作成した資料及びデータは項目毎に整理し、JICAの様式による収集資料リストを付した上で調査終了後、JICAに提出する。

記載事項：収集した資料、データ及びそのリスト。

提出時期：調査終了時

部 数：2部

4) スリランカ政府への提出文書

スリランカ政府に文書を提出する場合には、その写しを速やかに JICA に提出する。本文書については、JICA スリランカ事務所とも共有する。

別紙：報告書目次案

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2021年6月中旬より業務を開始し、2022年2月下旬の終了を目途とする。各調査報告書作成時期の目途は以下の通り。

- | | |
|--------------------|------------|
| 1) インセプション・レポート | 2021年7月下旬 |
| 2) ドラフト・ファイナル・レポート | 2021年12月下旬 |
| 3) ファイナル・レポート | 2022年2月下旬 |

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 18 人月 (M/M) (現地：6M/M、国内：12M/M)

現地渡航回数は、各団員それぞれ2回を想定

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定しているが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適と考える業務従事者の構成（及び格付）を提案する。

- ① 業務主任者／NCDs 対策（2号）
- ② NCDs 予防
- ③ NCDs 治療
- ④ 保健医療サービス市場分析（3号）
- ⑤ 企業マッチング／視察企画

(3) 現地再委託

本調査では現地再委託による実施は想定していないが、ローカルコンサルタント等を活用することは認める。必要な経費は、競争参加者が想定する内容に応じ、現地再委託費として計上する。

(4) 配布資料／閲覧資料等

1) 公開資料

- 保健医療セクター情報収集・確認調査（2015年）」
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12236311.pdf>
- 「保健医療サービス改善事業準備調査（2017年）」
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12292959.pdf>
- 「非感染性疾患対策強化プロジェクト業務完了報告書（2018年）」
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12303772.pdf>

(5) 対象国の便宜供与

本調査実施にあたり、JICAスリランカ事務所を通して主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールの通知等の調査協力依頼、査証取得支援、及び必要に応じたリクエストレターを発行するとともに、調査協力機関との初回のアポイントメントの取付けを行い、円滑な調査実施のための協力を行うものとする。本調査実施にあたり、企画競争者は通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することが求められているが、便宜供与にかかる支援を必要とする場合は、JICAスリランカ事務所に随時連絡・協議する。

(6) その他留意事項

1) 安全管理

現地調査／業務の実施に際しては、JICAの安全対策措置に基づき、スリランカ渡航前・渡航中・渡航後に必要な手続き、対応を行うこと。なお、安全渡航措置の内容が変更される場合は、その都度JICAから連絡を行う。

2) 直接経費の取扱い

以下の費目（直接経費）については、以下に示す定額を見積もってください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。

- ① スリランカ関係者の本邦視察にかかる参加者の受け入れに係る経費、諸謝金、実施諸費、同行者旅費、再委託費（一般業務費）：2,500千円（税抜）
- ② 本邦企業のスリランカ視察にかかる実施諸費（一般業務費）：700千円（税抜）

3) 視察に係る業務量

以下の業務については、以下に示す業務量で見積もってください。

- ① スリランカ関係者の本邦視察：1.0人月
- ② 本邦企業のスリランカ視察にかかる実施諸費：1.0人月

4) スリランカへの渡航

現在、スリランカへの渡航に際しては入国2ヶ月前までに入国許可手続きの開始が必要であり、滞在に有効なビザ取得の観点より、30日未満または1.5か月以上滞在であれば、ビザ取得手続きが可能である。また、スリランカ出入国者は、フライト予定時刻の96時間以内実施したPCR検査の「陰性証明書」を提示する必要があり、スリランカ到着後、隔離先の政府指定ホテルにてPCR検査の実施が求められ、政府指定ホテルにおける14日間の強制検疫が指示されている。本調査の実施段階における新型コロナウイルスの流行状況を現時点で予測することは困難であるが、現地渡航に際しては自主隔離期間が必要になると仮定した要員計画を行う。